

別表

物の種類	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値
アジ化水素	—	0.1ppm
アジ化ナトリウム	0.2mg/m ³	—
アセトフェノン	4 ppm	—
アゾジカルボンアミド	0.02mg/m ³	—
4-アミノ-6-ターシャリーブチル-3-メチルチオ-1,2,4-トリアジン-5(4H)-オン (別名メトリブジン)	1 mg/m ³	—
アルファーピネン	5 ppm	—
N-エチルモルホリン	3 ppm	—
塩化亜鉛	—	4 mg/m ³ **
塩素化カンフェン (別名トキサフェン)	0.5mg/m ³	—
クロロアセトアルデヒド	0.3ppm	1 ppm
1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン (別名H C F C-142b)	1,000ppm	—
クロロメタン (別名塩化メチル)	10ppm	—
シアン化亜鉛 (II)	シアンとして 1.5mg/m ³	シアンとして 4.5mg/m ³ **
ジクロロ酢酸	0.15ppm	—
2-(ジノルマルーブチルアミノ)エタノール	15mg/m ³	—
臭化エチル	5 ppm	—
硝酸亜鉛 (II) 及びその六水和物	亜鉛として 2.5mg/m ³	—
シラン	30ppm	—
水酸化カリウム	1 mg/m ³	2 mg/m ³ **
水酸化ナトリウム	1 mg/m ³	2 mg/m ³ **
ストリキニーネ	0.15mg/m ³	—
ターシャリーブチルアミン	3 ppm	—
ターシャリーブチル=ヒドロペルオキシド	0.5ppm	—
炭化けい素 (炭化けい素ウィスカーに限る。)	0.1 繊維/ml	—
タンゲストン	3 mg/m ³	—
チオリン酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル) (別名フェンチオン)	0.05mg/m ³	—
鉄水溶性塩 (硫酸鉄 (II) 七水和物に限る。)	鉄として 1 mg/m ³	—

1, 1, 2, 2-テトラブロモエタン	0.1ppm	—
テルル	0.1mg/m ³	—
銅及びその化合物（塩化銅（Ⅱ）、塩化銅（Ⅱ）一水酸化銅（Ⅱ）（1/3）、銅、四塩化銅（Ⅱ）酸二アンモニウム二水和物、四塩化銅（Ⅱ）酸二カリウム二水和物、チオシアン酸銅（Ⅰ）及び ^{ふつ} 弗化銅（Ⅱ）に限る。）	銅として 0.25mg/m ³	—
銅及びその化合物（塩化銅（Ⅰ）に限る。）	銅として 0.3mg/m ³	—
銅及びその化合物（シアン化銅（Ⅰ）及び炭酸銅（Ⅱ）一水酸化銅（Ⅱ）（1/1）に限る。）	銅として 1 mg/m ³	—
銅及びその化合物並びに ^{よう} 弗素及びその水溶性無機化合物（六 ^{ふつ} 弗化けい酸銅（Ⅱ）に限る。）	銅として 0.25mg/m ³	—
銅及びその化合物並びに ^{よう} 沃素及びその化合物（沃化銅（Ⅰ）に限る。）	沃素として 0.08mg/m ³	—
銅及びその化合物（硫酸銅（Ⅱ）及び硫酸銅（Ⅱ）五水和物に限る。）	銅として 0.01mg/m ³	—
1, 3, 5-トリクロロベンゼン	0.5ppm	—
1, 3, 5-トリス（2, 3-エポキシプロピル）-1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6（1H, 3H, 5H）-トリオン	0.05mg/m ³	—
バリウム	1 mg/m ³	—
1-（N-フェニルアミノ）ナフタレン	1 mg/m ³	—
2-フェニルフェノール	10mg/m ³	—
ベンジルアルコール	2 ppm	—
メチルシクロヘキサン	100ppm	—
メチルノルマルペンチルケトン	100ppm	—
メチルプロピルケトン	—	150ppm
d-リモネン	3 ppm	—
硫化ジメチル	10ppm	—
硫酸亜鉛並びにその一水和物及び七水和物	亜鉛として 2.5mg/m ³	—
りん酸亜鉛	亜鉛として 2.5mg/m ³	—

備考

- 1 この表の中欄及び右欄の値は、温度 25 度、1 気圧の空気中における濃度を示す。
- 2 ※の付されている短時間濃度基準値は、労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準（令和 5 年厚生労働省告示第 177 号）第 2 号ロの規定の適用の対象となるとともに、同告示第 3 号ハの規定の適用の対象となる天井値。